

地域振興券の使用期限が迫っています

2月27日に交付が始まった「地域振興券」の使用期限（8月31日まで）が迫っています。地域振興券を使用されていない方は早急にご使用ください。なお、使用期限を過ぎますと使用できませんのでご注意ください。

また、交付対象者で交付申請をしていない方は8月31日までに役場総務課においてください。

7月23日現在の交付数・利用状況をお知らせします。

交付数	55,000千円(2,750人)
利用状況	48,638千円

金婚のご夫婦はお申し出ください

町では今年も、金婚を迎えられたご夫婦に、その長寿と夫婦円満をお祝いして、記念品等を贈呈いたします。該当されるご夫婦は8月12日（木）までに保健福祉課福祉係へお知らせください。（☎38-3111 内線 133・134）

◇該当資格 昭和24年4月1日から昭和25年3月31日の間に婚姻届出をされたご夫婦

◇式典 敬老会式典において表彰いたします

『行方不明者を捜す相談所』（無料）開設のお知らせ

警察では8月中、「行方不明者を捜す巡回相談所・特別相談所」を開設します。相談所では行方不明者の所在確認のための調査はもとより、全国各地で亡くなられ、身元の分からない方の写真や、持ち物などの資料を多数用意してお待ちしております。

☆巡回相談所（午前9時から午後5時まで）

8月2日(月)	新発田警察署	(0254)23-0110
8月4日(水)	上越警察署	(0255)43-0110
8月6日(金)	三条警察署	(0256)33-0110
8月10日(火)	長岡警察署	(0258)38-0110
8月11日(水)	新潟市西堀6中央公民館	(025)223-7070

在宅の寝たきり老人等の介護者に手当を支給します

町では毎年9月に、在宅の寝たきり老人又は重度心身障害者（児）に清潔で心地よい生活を確保するとともに介護に当たる家族の負担軽減と福祉増進を図ることを目的に手当を支給します。対象者は期限までに申請書を提出してください。

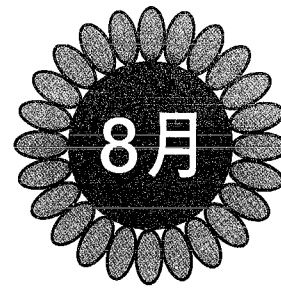
◇該当資格

- ① 65歳以上の寝たきり老人
- ② 身体障害者手帳の1級、2級
- ③ 療育手帳A

◇申請先

保健福祉課福祉係（申請書は福祉係にあります。印鑑を持参してください。）

◇申請期限 8月20日（金）



今年も

「防火管理者資格付与講習会」を開催します。

白根地区防火管理協会の主催により、下記のとおり「防火管理者資格付与講習会」を開催します。

つきましては、新たに防火管理者の選任が必要となった事業所等の防火管理者が不在となった事業所等については、この機会に資格者を養成し選任されるようお願いいたします。

記

1. 講習種別 甲種防火管理者講習
2. 講習日時 9月21日(火)、22日(水)
午前9時から午後4時まで
3. 講習会場 白根地域消防本部・多目的ホール
4. 受付期間 8月10日(火)～9月3日(金)
5. 受付場所 白根地域消防本部・予防課予防係
(☎025-372-3112)
6. 受講代金 受講料は無料ですが、テキスト代金として3,500円いただきます。

自衛隊 看護学生を募集します

来春高校卒業予定者が主対象です。

年齢制限…高卒(見込)～22歳未満の女子

試験日…10月28日

試験地…新潟市、上越市

※お問い合わせは

自衛隊新潟地方連絡部 加茂募集事務所
加茂市神明町2-12-7
☎0256-525-5222 まで

今月のお知らせ

- 1日 観光週間（～7日・総理府）
水の日・水の週間（～7日・国土庁）
夏の省エネ総点検の日（資源エネルギー庁）
全国星空継続観察（スターウォッチング・ネットワーク・夏期）（～14日・環境庁）
- 2日 食品衛生週間（～8日・厚生省）
- 10日 道の日（建設省）
- 15日 戦没者を追悼し平和を祈念する日（厚生省）
- 19日 バイクの日（総務庁）
- 30日 防災週間（～9月5日・国土庁、消防庁）
建築物防災週間（～9月5日・建設省）

児童扶養手当について

児童扶養手当は、現在母子で生活されている方等に対して支給される手当です。

- ただし、次の①～⑦の方は対象となりません。
- ① 母（養育者）又は対象児童が日本国内にいないとき。
 - ② 母（養育者）が、障害年金等の公的年金給付、又は労働基準法等による遺族補償（給付事由発生後6年経過を除く）等を受けることができるとき。
 - ③ 対象児童が、児童福祉施設等の施設に入所したり、里親に委託されているとき。
 - ④ 対象児童が、父と生計を同じくしているとき。（父が重度障害者の時を除く）
 - ⑤ 対象児童が、父に支給される公的年金給付額の加算対象となっているとき。
 - ⑥ 対象児童が、父又は母の死亡による遺族年金等の公的年金給付、又は労働基準法等による遺族補償（給付事由発生後6年経過を除く）等を受けることができるとき。
 - ⑦ 手当の支給要件に該当してから認定請求をせず5年を経過したとき。そのほか、手当の支給を受ける方の所得が一定額以上ある場合は、手当の全部、又は一部の支給を停止することがあります。現在の所得制限額は次のとおりです。

所得制限限度額

本 人（2人世帯）	全部支給	（所得）	
		（収入）	90.4万円
扶養義務者（6人世帯）	一部支給	（所得）	
		（収入）	192.0万円
扶養義務者（6人世帯）	全部支給	（所得）	
		（収入）	426.0万円
扶養義務者（6人世帯）	一部支給	（所得）	
		（収入）	600.0万円

*収入は、所得に対する目安です。

また、未婚の母子の方で児童が父親に認知を受けた場合も手当を受給することが出来ます。現在、未婚の母子の方で児童が父親に認知され、手当を受給されていない方は、認定請求を行うと翌月から支給されます。詳しくは福祉係までお問合せ下さい。

普通救命講習会のお知らせ

先月号の普通救命講習会の中で誤りがありましたのでお詫びして訂正いたします。

正 誤
白根地区消防本部警防課
白根地域消防本部警防課

日時 8月22日(日)
午前9時～12時
会場 白根地域消防本部
対象 一般住民15名
締切 8月18日(水)
申込み・問い合わせ
白根地域消防本部警防課
☎025-372-3111

ふれあい電話相談

一話しましょう
心の窓が開きます

◆相談日
8月6日(金)・13日(金)・
20日(金)・27日(金)・
9月3日(金)
◆受付時間
午後1時～5時
◆電話番号
38-3300
・お名前は、言わなくていいです。
・秘密は、固く守ります。

行政相談

国、地方公共団体が行う行政サービスについて皆さんの声を聞き、行政の運営改善等、相談に応じます。
相談日 8月9日(月)
会場 役場第三会議室(三階)
相談員 伊藤 正人 行政相談員

無料法律相談

相談日 8月25日(水)
午前9時～12時まで
会場 役場 研修室(二階)
相談員 古川 兵衛 弁護士
申し込みは前日までに役場住民係へ電話(38-3111 番内線137番)でお願います。申し込み人数により、時間を変更することがあります。

心配ごと相談

会場 老人福祉センター
時間 午後1時～3時30分
8月の相談日
3日(火) 青柳 光男・川瀬 賢悟
10日(火) 五十嵐 節・高橋千代子
17日(火) 川瀬 賢悟・白井 重栄
24日(火) 篠田 悦子・馬場 綾子
31日(火) 青柳 光男・佐藤二三雄
※相談は無料、秘密厳守。

**健康相談
母子手帳
発行日のお知らせ**



妊婦及び乳幼児、その他健康について、お悩みの方を対象に健康相談と母子手帳の発行を行っております。
日時 8月2日(月)・9日(月)・
16日(月)・23日(月)・
30日(月)
午前9時～11時30分
午後1時～4時30分
会場 役場保健センター 1階4番の窓口
※母子手帳発行の際に、健康指導を行いますので、なるべくご本人がおいでください。（印鑑を持参してください。）